

○農林水産省告示第二百四十一号

農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第四百八条第五項の規定に基づき、平成三十年十二月七日農林水産省告示第二千六百六十号（農業保険法第四百八条第五項の規定に基づき、同項の規定により農林水産大臣が定める特定の収穫共済の共済目的の種類の細区分を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年二月五日

農林水産大臣 坂本 哲志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の平成三十年十二月七日農林水産省告示第二千六百六十号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）第八条に規定するかんきつ類の果樹をいい、いよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫

共済にあつては令和七年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあつては令和八年産の果実に係る共済関係から、それぞれ適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の令和六年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の令和七年産の果実に係る共済関係についての農業保険法第四百十八条第五項の細区分については、なお従前の例による。

「次のよう」の部分

- 1 農業保険法（以下「法」という。）第 148 条第 5 項の農林水産大臣が特定の収穫共済の共済目的の種類につき定める細区分は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める区分とする。
 - 一 過去 4 年間における果実の年産ごと記帳単位ごとの収穫量について農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号。以下「規則」という。）第 119 条第 3 項第 3 号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類（以下「書類等」という。）により適正に確認でき、かつ、申込み（法第 147 条の規定による申込みをいう。）に係る年産の果実についても当該記帳単位ごとの収穫量を当該書類等により適正に確認できると見込まれる者が、同号に掲げる者として全相殺減収方式（同条第 1 項第 1 号に規定する全相殺減収方式をいう。以下同じ。）を選択するときであつて、当該申込者（法第 147 条の規定により共済関係の成立の申込みをした者をいう。以下同じ。）が当該記帳単位ごとの細区分を定めることについて申し出た場合 当該申込者が申し出た記帳単位ごとの区分
 - 二 全相殺減収方式、全相殺品質方式（規則第 119 条第 1 項第 2 号に規定する全相殺品質方式をいう。）又は半相殺方式（同項第 3 号に規定する半相殺方式をいう。）を選択する場合（前号に掲げる場合を除く。） 別表に定める区分
- 2 前項第 1 号の記帳単位とは、品種及びプラスチックハウスを用いて栽培されるか否かの別のうち、申込者が書類等に記帳した単位をいう。
- 3 前項のプラスチックハウスとは、主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている法第 98 条第 1 項第 7 号に規定する特定園芸施設（気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設を除く。）をいう。

福島県の表を次のように改める。

福島県

収穫共済の 共済目的の種類	細区分及び各細区分に属する品種	
りんご	1 群	早生の品種
	2 群	中生の品種
	3 群	晩生の品種
ぶどう	1 群	早生の品種（6 群に属するものを除く。）
	2 群	中生の品種（6 群に属するものを除く。）
	3 群	晩生の品種のうち甲斐路、ピオーネ、ヒロハンプルグ、巨峰、オリンピック、高尾、紅瑞宝、安芸クイーン（6 群に属するものを除く。）
	4 群	晩生の品種（3 群及び5 群に属する品種並びに6 群に属するものを除く。）
	5 群	晩生の品種のうちシャインマスカット（6 群に属するものを除く。）
	6 群	プラスチックハウスを用いて栽培されるもの
なし	1 群	日本なしの早生の品種
	2 群	日本なしの中生の品種
	3 群	日本なしの晩生の品種
	4 群	西洋なしの品種のうちラ・フランス、ル・レクチェ、シルバーベル、マルゲリット・マリーラ、ゼネラルレクラーク、ドワイエネ・デュ・コムス
	5 群	西洋なしの品種（4 群に属する品種を除く。）
もも	1 群	生食用早生の品種
	2 群	生食用中生の品種
	3 群	生食用晩生の品種
	4 群	加工用の品種
かき	1 群	甘がきの品種
	2 群	渋がきの品種のうち会津身不知
	3 群	渋がきの品種（2 群に属する品種を除く。）